

平成21年度公共下水道整備区域の供用を始めました

市では公共用水域の水質保全と生活環境の向上の役割を担いつつ「住みたい美しいまち多久」の実現に向けて、年次計画に基づき整備を進めています。

平成21年度に整備を行った14ヘクタールが平成22年3月31日から新たに供用を始め、下水道への接続が可能となりました。供用を始めた地域のみならず、3年以内に下水道への接続をお願いします。

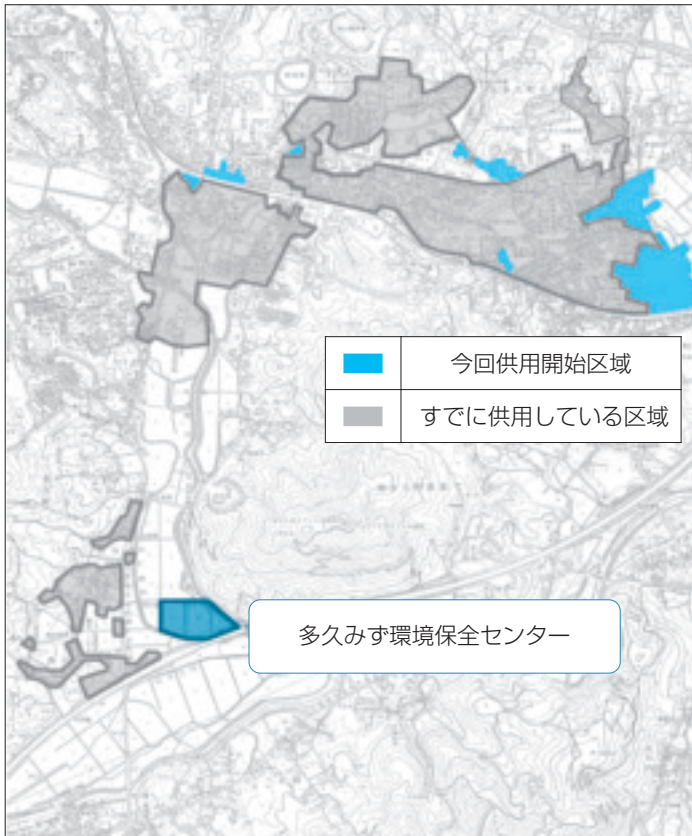
なお、下水道への管接続工事は多久市排水設備工事指定店以外の業者は施工できませんので、ご注意ください。

・供用を始めた地域

【北多久町】 中多久・多久原・山犬原・中原・中山・筋原の各一部区域

■問い合わせ 都市計画課 下水道係（東庁舎2階） ☎75-2179

多久市公共下水道で供用を始めた区域



国民健康保険税条例を改正しました

□勤め先の都合で失業した方の

保険税を軽減します

保険税の計算は、前年の所得に応じて算定しますが、勤め先の都合で失業した方の保険税は、前年の給与所得を100分の30とみなして算定します。

・対象者

65歳以下の方で、

- ①雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主の都合により離職した方）
- ②雇用保険の受給資格を持つ特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した方）

・軽減期間

離職日の翌日の属する月から

その翌年度末まで

※平成21年度中に離職した方は、

平成22年度に限り軽減されます。

・申請方法

雇用保険受給資格者証と印鑑を持って、市民生活課保険年金係の窓口で申請してください。

□国民健康保険税の限度額を

引き上げます

保険税の賦課限度額が平成22年度分から次のように変わります。

保険税の賦課限度（課税の上限）額

保険税の内訳	改正前	平成22年度から
医療分	47万円	50万円
後期高齢者支援分	12万円	13万円
介護分（40～64歳）	10万円	10万円
合計額	69万円	73万円

□被扶養者であった方の保険税の軽減期間を延長します

勤め先の保険等に加入している方が、75歳になると後期高齢者医療制度へ加入し、その方の扶養者は国民健康保険へ加入することになります。

この場合の国民健康保険税を軽減する期間は、資格取得から2年間となっていました。当分の間、期間を延長します。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-2159